

関市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(令和8年3月27日決裁)

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

予測困難な現代の社会において、子どもたちは持続可能な社会の創り手であることが求められている。本市では、令和4年3月に第2期関市教育振興計画を策定し、基本理念(教育大綱)「ふるさと関に誇りをもち 豊かな心で 未来を切り拓く 人づくり」を掲げ、児童生徒一人ひとりに「生きる力を育む」教育を推進してきた。

一方で、教職員の長時間勤務や業務の過重化は依然として深刻な課題であり、心身の健康への影響や教育の質の低下が懸念される。

基本理念を具現するためには、教師が専門性を発揮できる環境の整備が不可欠である。そこで、教師が業務に集中し子どもに向き合う時間を確保すること、教育の質を守り、持続可能な教育現場をめざして本計画を作成する。

(2) 本市の現状

本市では、令和7年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「関市立小中学校及び関商工高等学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」(以下「方針」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|-----|--------|-------------|-------------|
| 小学校 | 26.8時間 | 12.1% | 0.3% |
| 中学校 | 31.7時間 | 24.1% | 1.1% |

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。【R7年 14.5日】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする。【R7年度73】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。
安全支援員を配置するとともに、子ども見守りボランティア等と連携し、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、少年センター補導員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・学校事務体制の強化のため、令和8年度中に共同学校事務室を整備する。

○ 部活動

- ・令和8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、令和8年度中に廃止する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・わかあゆ非常勤講師の任用により、教員の負担軽減を図る。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・かがやき非常勤講師、心の相談員、特別支援アシスタントの任用により、配慮を要する児童生徒への支援を行う。
- ・医療機関との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年2回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・電話の取次ぎ時間帯を、原則として午前7時45分から午後5時15分までとする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を勧奨する。
- ・ 1 1 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施を勧奨し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 10 日間程度の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、関市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協

議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。